

仕様書

第1 業務名

令和7年度「美食王国もりおか」プロモーション業務

第2 業務目的等

1 目的

本業務は、「盛岡りんご」に係る効果的なプロモーションを実施することにより、りんごを中心とした盛岡産農畜産物に対する盛岡市民の認知度及び理解度の向上を図ることを目的とする。

2 「第2期もりおかの食と農バリューアップ推進戦略」との関係性について

業務は、盛岡産農畜産物の高付加価値化と需要拡大を目的とした「第2期 もりおかの食と農バリューアップ推進戦略（令和7年3月策定）」（以下、「2期戦略」という。）に基づき実施するものである。

なお、令和7年度に実施する業務においては、特に「盛岡りんご」を中心とした事業を展開するものとする。

(1) 2期戦略の目的及び施策並びに指標

項目	指標
戦略の目的：盛岡産農畜産物の高付加価値化と需要拡大	農業総生産額（＝付加価値額）
施策①：地域外の販売強化	(1)本市を管轄エリアに含む農協の直接相対販売金額
	(2)盛岡産農畜産物を対象としたふるさと納税の寄附総額と件数
施策②：地域内の食農教育	盛岡産農畜産物への理解度
施策③：農業と他産業の連携	(1)補助事業の利用者数と、採択事業の3年継続率
	(2)食品製造業・外食産業へ出荷する市内の農業経営体数

(2) ブランドコンセプト

業務の遂行にあたっては、下記のブランドコンセプトを重視すること。

◆全体コンセプト：なんて、贅沢。

盛岡という場所の暮らし（豊かな食・街）に着目し、暮らしに根付いた、当たり前のお食の豊かさを伝えるもの

◆盛岡りんごのコンセプト：りんごが暮らしやすい街

盛岡市の恵まれた環境と生産者の丁寧な取り組みが、長い歴史の中で育んできたりんごの魅力を表すもの

3 ターゲット

(1) メインターゲット：40代前半 家庭で料理を作る機会が多い母親

情報収集源: Instagram、TV番組、産直、友人・家族との会話

行動特性: 毎日料理を作る、産直によく行く、レシピ動画を見る、農業関連イベントへ参加する

(2) サブターゲット：20代中盤～30代前半 食通の社会人男性

情報収集源: 友人のInstagramストーリー、家族との会話、インフルエンサーの店舗紹介

行動特性: 食べることが大好き、旬の食材を買う、定期的に友人家庭等と食事会を開催する

第3 業務委託契約の上限額

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第4 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

第5 業務内容

1 プロモーション全体の企画・提案・実行管理

本仕様書に示す内容を踏まえつつ、予算内で実施可能な、効果的かつ戦略的なプロモーション全体の企画提案を行うこと。

(1) スケジュール等の提案

業務全体のスケジュール及び実施体制について提案すること。

(2) 関係各所との連絡調整

業務を進める上で、発注者と分担し、関係各所との連絡調整を行うこと。

2 街なかでの認知度向上施策の実施

市内の主要な場所（公共施設、駅、商業施設等）を活用した、盛岡りんごの認知度向上施策を企画・実施すること。実施時期は9月から12月までを目安とする。

(1) 街なかにおける新規広告物の製作と広告

別紙に示した既存のポスター等のデザインを基に、屋外用の新規広告物を製作すること。製作物は下記のとおり。

- ・盛岡市役所本庁舎で使用する横断幕（縦1.4m×横10m以内）1枚

掲示は発注者で行うものとする。

- ・盛岡市役所都南分庁舎で使用する懸垂幕（縦10m×横0.9m以内）1枚

掲示は発注者で行うものとする。

- ・盛岡市役所玉山総合事務所で使用する懸垂幕（縦10m×横0.9m以内）1枚

掲示は発注者で行うものとする。

- ・肴町商店街で使用するバナー（縦3.0m×横2.4m以内）3枚

掲示は受注者が行うものとし、設置費及び広告費は業務の中で負担すること。また、掲示期間は2か月以上とし、10月と11月は必ず含むこと。

(2) 小売現場における販売促進ツールの製作

下記の事項を踏まえ、小売現場における盛岡りんごの販売促進に繋がるようなツール（POPやミニのぼりなど）の製作を行うこと。

なお、ツールの詳細については発注者と協議の上決定する。

- ・市内産地直売所20店舗、市内スーパーの産直コーナー10箇所を使用想定場所とする。

- ・新規ツールは2種類とし、それぞれ250個製作すること。

- ・売場には今回製作する新規ツールのほか、既存のリーフレットとレシピカードを配架する予定であり、配布については原則、発注者が行うこととする。

- ・売場のスペースが限られることが想定されるため、リーフレット及びレシピカードを配架するためのケース等を準備すること。

(3) 追加提案の実施

仕様書第2の3に示したターゲットを踏まえ、上記(1)～(2)以外の方法によるPR（PRイベントの開催なども可）を追加提案すること。

3 コンセプト動画の企画・制作

盛岡りんごのブランドコンセプトを表現する動画を3本、企画・制作すること。提案にあたっては、下記の事項に留意すること。

- ・動画は横型と縦型の2種類とする。
- ・横型の動画は60秒程度のものと、30秒程度のものを制作すること。縦型の動画は15秒程度のものを制作すること。
- ・次年度以降のSNS広告等での活用を想定し、ターゲットに響くコンテンツとすること。

第6 再委託等の制限

- 1 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する受注者の管理方法等、必要事項を発注者に文書で報告し、承認を得なければならない。
- 3 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令遵守を徹底すること。

第7 要望等の処理

- 1 受注者は、要望、意見及び苦情等（以下「要望等」という。）を受け付けたときは、その内容及び対応状況について、すみやかに、発注者に報告すること。
- 2 発注者は、前項により受注者が受け付けた要望等及び発注者が直接受け付けた要望等の内容及び対応状況について、必要に応じて広く市民に公表するものとする。

第8 権利の帰属

本業務により受注者が制作したデータやイラスト等の意匠権及び全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、発注者に帰属するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

第9 その他

- 1 委託業務の実施に当たって、第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受注者の責任において著作権処理等を行うものとする。
- 2 発注者の所有するポスター等の枚数は別紙のとおりであり、受注者はそれらを使用できるものとする。
- 3 委託業務において必要となる発注者が所有する資料等については、無償で受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者から貸与された資料等の取り扱いについて、善良な管理者としての注意を払わ

なければならない。また、業務が終了したとき又は合理的な理由により発注者が返却を求めたときには、貸与された資料等を速やかに発注者に返却することとする。

- 4 2期戦略に基づく他の委託業務の受注者との連携を密にし、事業成果の相乗効果を高めるように努めなければならない。
- 5 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者（管理者）が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- 6 この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定する。

第10 成果品

- 1 事業実績報告書 1部
 - 2 業務において作成する製作物 一式
 - 3 その他本市が必要と判断した資料等
 - 4 上記の電子データ 一式
- 製作物については、jpg、PDF 及び ai ファイルを納品すること。